明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○法人税法施行規則の一部を改正する省令（**財務**四六）　一

○地方法人税法施行規則の一部を改正する省令（**同**四七）　六

○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**四八）　九

○復興特別法人税に関する省令の一部を改正する省令（**同**四九）　一三〇

〔告　示〕

○所得税法施行規則第五十六条第一項ただし書、第五十八条第一項及び第六十一条第一項の規定に基づき、これらの規定に規定する記録の方法及び記載事項、取引に関する事項並びに科目を定める件の一部を改正する件（**財務**一四六）　一三〇

○所得税法施行規則第六十三条第五項に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件（**同**一四七）

○所得税法施行規則第百二条第一項に規定する総収入金額及び必要経費に関する事項の簡易な記録の方法を定める件の一部を改正する件（**同**一四八）　一三〇

省　令

○財務省令第四十六号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十五日

財務大臣　麻生　太郎

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「「連結法人」」の下に「、「投資法人」、「特定目的会社」」を加え、「第十二号の七の二」を「第十二号の七の四」に改め、「、連結法人」の下に「、投資法人、特定目的会社」を加える。

第二十七条の十四中「別表十㈣」を「別表十㈢」に、「別表十二㈧、別表十二の十一」、「別表十二の十四」を「別表十二㈦、別表十二㈨、別表十二㈩、別表十二の十三」に改める。

第三十二条第二項中「別表六㈡の十六」を「別表六㈡の十七」に、「、別表八㈡」を「から別表八㈡まで」に、「別表十㈨まで、別表十の十一」を「別表十㈧まで、別表十㈩」に改める。

第三十四条第二項中「別表六㈡の十六」を「別表六㈡の十七」に、「、別表八㈡」を「から別表八㈡まで」に、「別表十の十一」を「別表十㈩」に改める。

第三十七条の九第二項及び第三十七条の十一第二項中「別表六㈡の十五から別表六の二㈡の十一付表まで」を「別表六㈡の十六から別表六の二㈡の十二付表まで」に、「別表十㈤付表二まで、別表十㈦」を「別表十㈣付表二まで、別表十㈥」に改める。